

夏合宿 第2問

被告人 X は昭和 38 年から、Y は昭和 46 年から、それぞれ U 鉄工所に勤務し、鉄骨の組み立てや溶接に従事する者である。

昭和 52 年 10 月、U 鉄工所は三重県内にある料理旅館「清少納言」の店主 A から、食堂増築工事を依頼され、同月 11 日、被告人両名が工事担当者として同旅館に赴いた。工事は鋼材でできた柱と梁を溶接する作業が中心であり、経験が豊富な X が現場責任者となった。X は 1 階のトタン屋根の突き出している部分に仰向けになり、あるいはうつ伏せになるなどして、電気溶接機を用いてそれらの溶接を行った。Y はこれを地上から監視していたが、X が窮屈そうに見えたため、「代わろうか。」と声を掛け、溶接部にバケツ 1 杯の水を掛けてから降りてきた X と作業を交代し、その後は X が地上から Y を監視した。作業を終えた Y は、溶接部にバケツ 1 杯の水を掛けて屋根を降り、同旅館前の通りに停めてあった車に戻って X とともに電源ケーブルや工具を片づけ始めた。X から作業を開始したのは X が現場責任者だったからであり、当初 Y が途中で交代する予定はなかったが、X の様子を見て Y が提案したものである。

数分後、周辺住民が同旅館から煙が出ているのを発見し、消防に通報したものの、火の回りが早く、同木造二階建て家屋一棟は全焼した。

工事現場の周囲には、被告人らからは視認できない位置にベニヤ板やフェルトの剥離した箇所があり、溶接の際に出る火花、あるいは輻射熱がこれらに引火したことが後の調査で明らかとなったが、いずれの作業中に引火したのかは判明しなかった。

そして、工事中、被告人両名は溶接箇所にバケツ 1 杯の水をかけただけで、他に熱を遮へいする板を取り付けるなどの措置を講じておらず、両名ともこのことについて工事中に意見を交わしたなどの事情は認められなかった。

X 及び Y の罪責を論ぜよ。

参考裁判例：名古屋高裁判決昭和 61 年 9 月 30 日